

回答様式

NO	28-001	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局
----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	「くすりと健康相談薬局」への協力について
要望 要旨	(公社)神奈川県薬剤師会では、「くすりと健康相談薬局」を平成27年4月にスタートさせ、最重要事業として取り組んでいるが、県民にとって、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師ともなる「くすりと健康相談薬局」の県民への周知等について、協力を要望する。
	<p>(公社)神奈川県薬剤師会は、「くすりと健康相談薬局」認定制度を平成27年4月に開始されましたが、厚生労働省では病気の予防や健康づくりに貢献するために、かかりつけ薬局機能に加え、積極的な健康相談・支援機能を併せ持つ「健康サポート薬局」制度について検討しているところであり、当該薬局を各都道府県が公表することとしています。</p> <p>そのため、「くすりと健康相談薬局」の周知については、厚生労働省が推進する「かかりつけ薬局」制度や「健康サポート薬局」制度の今後の動向を踏まえ検討してまいります。</p>

回答様式

NO	28-002	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局
----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	女性薬剤師等の復職支援について
要望 要旨	女性薬剤師や定年等により離職した薬剤師の復職を促すための復職支援事業について、平成27年度は補助を受けることとなったが、平成28年度以降も継続した助成を要望する。
	<p>女性薬剤師等の復職支援については、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成26年度から実施団体に補助しており、平成27年度についても、継続しております。</p> <p>平成28年度についても、平成27年度と同様の枠組みで実施してまいります。</p>

回答様式

NO	28-003	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局 (県民局)
----	--------	----------	-----------	----	----------------

件名	地方単独公費負担医療制度における医療費請求先の一元化について
要望 要旨	<p>県内市町村が実施する小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成事業の3事業と医療保険との併用の医療費請求については、公費負担医療請求分は、国保連へ紙媒体による請求を余儀なくされている。</p> <p>については、医療機関・薬局における医療費請求の簡素化や、医療費の適正化、さらには患者サービスの向上などを図るため、3事業と医療保険との併用に係る医療費請求について、平成28年4月請求分から、県下33市町村が一致して支払基金へ変更できるよう調整することを要望する。</p>
	<p>小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成事業の3事業については、事業の実施主体は市町村となっており、県は、それら市町村に対し、補助を行っております。</p> <p>この度、平成28年3月診療分より県下33市町村が医療費助成事業の審査支払い事務を支払基金へ委託することとなりました。</p>

回 答 様 式

NO	28-004	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------------	-----------	-----	-------

件 名	「門内薬局」などの利便性による構造規制緩和に反対する
要 望 要 旨	薬局は医療機関から経済的、機能的、構造的に独立していることが不可欠であり、医薬分業の本旨に反するおそれのある「門内薬局」など、患者の利便性のみを理由に構造規制を緩和することに反対する。

【回答】

- 1 厚生労働省としては、医師と薬剤師が独立した立場でそれぞれの職能を発揮する、医薬分業を推進する観点から、保険薬局について、保険医療機関からの「経営上の独立性」に加えて、「構造上の独立性」を求めているところ。
- 2 このことについて、規制改革会議の公開ディスカッション（規制改革会議 健康・医療ワーキンググループ）において、保険医療機関の敷地内に保険薬局を設置することの可否も含めて、医薬分業の在り方について議論があった。
その場において、医薬分業・かかりつけ薬局は進めるべきものとの意見があった一方で、医薬分業のメリットが国民にとっては分かりづらく、医薬分業のコストに比べてメリットが感じられにくいといったご意見や、保険薬局の「構造上の独立性」について、患者の利便性の観点から見直すべきとのご意見が示された。
- 3 去る6月16日に、規制改革会議において、「規制改革に関する第3次答申」が取りまとめられたところだが、保険薬局の「構造上の独立性」については、患者の薬局選択の自由を確保しつつ、患者の利便性に配慮する観点から、現行の構造上の規制を改めることとされている。
- 4 本答申を踏まえ、6月30日に規制改革実施計画が閣議決定されたところだが、保険薬局の「構造上の独立性」の見直しに当たっては、関係者のご意見をよく聴きながら、今後の薬局全体の在り方に沿うかや、患者の薬局選択の自由が確保されるかといった観点から、具体的な対応を検討してまいりたい。

(担当部局課室・氏名・連絡先)
 保険局医療課企画法令第1係
 広瀬喜章
 03-3595-2577

回 答 様 式

NO	28-005	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------------	-----------	-----	-------

件 名	高度管理医療機器販売営業管理者の継続研修の見直しについて
要 望 要 旨	<p>医薬品医療機器法施行規則（旧薬事法施行規則）第168条に基づく高度管理医療機器販売業営業管理者の継続研修は、毎年度1回、2時間以上の受講が義務付けられており、講習内容も毎年度ほぼ同内容。高度管理医療機器販売業の許可申請する際は、営業管理者の資格要件として、研修受講もなく医師・歯科医師・薬剤師は免許を添付するだけでこと足りているところ。</p> <p>このため、高度管理医療機器販売業者に対する継続研修について、営業管理者の資格要件として認めた者の受講廃止や販売許可更新時における受講などに、見直していただくよう要望する。</p>
【回答】	<p>高度管理医療機器等は、医療機器の中でも人体へのリスクが比較的高いものや生命の危険に直結するおそれがあるものであることから、これらの高度管理医療機器等を販売するためには医療機器の販売業の許可を取得する必要があり、さらに営業所管理者を設置し、継続研修を毎年度受講させることが義務づけられている。</p> <p>これらの高度管理医療機器等については、毎年新製品が上市されることや、それらの不具合の発生や回収事例も一定程度あがっていることから、これらの情報提供の必要性から継続研修の受講が必要であると考えます。</p> <p>なお、研修内容については研修実施機関の意見を伺いながら、充実していくよう努めていく。</p>
	<p>(担当部局課室・氏名・連絡先)</p> <p>医薬・生活衛生局医療機器・再生医療等製品担当参事官室 藤沼 義和 03-3595-2419</p>

回答様式

NO	28-006	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------	-----------	-----	-------

件名	ICT（情報通信技術）の活用促進を図るため、財政的支援及びルールの策定について
要望要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT を活用した医療・健康情報の共有化を推進するため、財政的支援や診療・調剤報酬加算が必要 ・ 医療情報や検診データなど、個人情報が含まれるデータを円滑に活用できるよう、個人情報の取扱いルールやデータ項目・コード等の標準化などのルールが必要
<p>【回答】</p> <p>1. 医療機関間における診療情報の共有は、医療の質の向上、医療安全の確保の視点から重要な施策であり、推進する必要があると考えており、国としては、標準規格の普及等を通じて電子カルテの導入や ICT を活用した医療・健康情報の共有化を技術的に支援してきているところ。</p> <p>（参考）</p> <p>○高度医療情報普及推進事業（28年度要求 27,650千円）</p> <p>電子カルテ等医療情報システムの連携を進めるため、必要な共通の情報基盤となる用語・コードについて標準マスターを整備してきており、その改訂や維持管理を行う。</p> <p>2. また、地域医療構想の実現に向けた、病床の機能分化・連携のための地域医療連携ネットワークの構築については、平成 26 年度から、地域医療介護総合確保促進法に基づき、都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金の活用が可能である。</p> <p>3. さらに、平成 28 年度予算概算要求においては、</p> <p>①医療情報連携ネットワーク構築のため、標準規格や実装ガイド、留意するポイント等の必要な情報を提供するサービス</p> <p>②複数の医療機関が参加する、低廉で標準的なクラウド型電子カルテシステムを整備するモデル事業</p> <p>のための経費を要求している。</p> <p>（参考 1）</p> <p>①医療情報連携ネットワーク構築支援サービス（仮称）事業（28年度要求 18,640千円）</p> <p>医療情報連携ネットワークを構築・運営する医療機関等を支援するため、標準規格や実装ガイド、留意するポイント等の必要な情報を提供するサービスを行う。</p> <p>（参考 2）</p> <p>②クラウドを活用した医療情報の IT 化推進事業（28年度要求 398,286千円）</p> <p>広域の ICT ネットワーク構築の基盤となり、将来の大規模災害時等におけるデータ保全基盤にもなる、複数の医療機関が参加するクラウド型電子カルテシステムのモデルとなる事業を支援する。モデル事業の成果は公表することとし、電子カルテ等の更なる普及を図る。</p>	

4. ICT を活用した医療情報の共有についての診療報酬上の評価のあり方は、今後の課題と認識しており、中央社会保険医療協議会において検討しているところ。

5. 医療分野の個人情報の取扱ルールに関しては、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を策定し、事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援しているところ。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.2 版」において、診療録等を外部に保存する際の基準や外部と医療情報を交換する場合の安全管理等にかかる指針を示しているところ。

　　今後は、本年9月に成立した個人情報の保護に関する法律の改正法の内容等を踏まえ、関係省庁等と協力して、医療情報等の個人情報の適切な取扱いのために必要な対応を進めてまいりたい。

6. このような取組を通じ、今後も病院や薬局等の医療分野の ICT 化を推進していきたい。

(担当部局課室・氏名・連絡先)

医政局研究開発振興課

医療技術情報推進室

大平 泰士

03-3595-2430

回 答 様 式

NO	28-007	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	---------	-----------	-----	-------

件 名	薬学教育に係る長期実務実習費の非課税化について
要 望 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・薬学6年制教育においては、薬局と病院における各11週間ずつの実務実習が正式なカリキュラム（必修）として位置づけられている。 ・実習費については消費税の課税対象となっているが、学校の授業料が社会政策的な配慮から「非課税扱い」となっていることから、実習費についても非課税として取り扱うよう要望する。
<p>【回答】</p> <p>1 薬学教育における長期実務実習は、臨床に係る実践的な能力を培う観点から重要と考えており、薬学教育モデル・コアカリキュラムの検討や実務実習指導薬剤師の認定などの取組を通じて、その充実を図っているところ。</p> <p>2 消費税法においては、消費一般に対して広く公平に負担を求める観点から、サービスの提供等を外部委託する取引には課税することとされている。薬学実務実習の委託費を非課税として取り扱うことについては、こうした消費税に関する基本的な考え方や、他の事業者が非課税とされるサービスの提供等を外部委託した場合とのバランス等に鑑み、適当でないと考えている。</p>	
<p>(医薬・生活衛生局総務課 浦 03-3595-2377)</p>	

回答様式

NO	28-007	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	財務省
----	--------	------------------	-----------	-----	-----

件名	薬学教育に係る長期実務実習費の非課税化について
要 望 要 旨	
<p>【回答】</p> <p>社会政策的な配慮により非課税とされる資産の譲渡等の範囲は、消費一般に対して広く公平に負担を求めるといふ消費税の性格等に鑑み、最終消費者に対するサービスの提供等の一部に限定されており、これを外部に委託する取引には課税することとされています。大学が薬学実務実習の実施を外部委託した場合に当該委託取引を非課税とすることは、こうした消費税に関する基本的な考え方や、他の事業者が非課税とされるサービスの提供等を外部委託した場合とのバランス等に鑑み、慎重に考えるべきであると考えます。</p>	